

前橋地方裁判所委員会（第2回）議事概要

（前橋地方裁判所事務局総務課）

1 日時 平成16年3月22日（月）13：30～15：30

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順，敬称略）

安中啓子，池田修，菊地幸一，久我泰博，高坂隆信，鈴木叡，高橋康三，
東條宏，富岡恵美子，町田久，宮崎瑞穂，宮下準二，山口幸男

（事務担当者）

事務局長城戸達夫，民事首席書記官中西健市，刑事首席書記官原田守孝，事務
局次長有竹茂一，前橋簡裁庶務課長若江孝志，総務課長緑川憲治，総務課課長
補佐小熊寿幸

4 議事

(1) 開会

(2) 新委員あいさつ

(3) 委員長の選任

(4) 意見交換（テーマ「広報，その他情報発信はどうか。」）

(5) 第3回委員会の開催日時について

(6) 閉会

5 議事経過

(1) 開会

(2) 新委員（池田委員）あいさつ

(3) 委員長の選任

委員長に池田委員を選出した。

池田委員長は，山口委員を委員長代理に氏名した。

(4) 意見交換

(委員長)

「広報，その他情報発信はどうか。」，これを最初の意見交換テーマとして進めることとし，裁判所がこれまでどのような広報活動をし，情報発信をしていたかを委員の皆さんに知っていただき，足りない点を指摘いただき，どのようにしていったらよいか意見を伺いたい。まず，簡単に説明していただく。

(事務局の説明)

(委員)

ホームページへの1日のアクセス件数はどの位か。また前橋の裁判所のホームページを見ている者がどの位いるのか。

(委員長)

アドレスとしては最高裁のものが1つあり，アクセス件数は，平成9年5月から現在まで約332万件で，前橋の裁判所のホームページを見ている者が何人いるのかは分からない。

学者の方は最高裁の判例集をホームページで見ることができるので，利用する機会が多いと聞いているが，皆さんはいかがか。

(委員)

パソコンは不慣れなので利用していない。

(委員)

すごく便利で，よく見る。特に判例と書式は，プリントアウトして利用することもある。

(委員)

前橋のホームページはどの位の周期で更新しているのか。

(委員長)

いくつか項目が分かれているが，主要判決などは1，2週間位で更新されている。

(委員)

地裁のホームページが開設されたのはいつか。

(事務局)

2年位前である。

(委員)

ホームページを見た感想だが、利用者には、当事者となる人、弁護士、司法書士など職業としていたり一般の人がいるが、実務的なものなのか、広報的なものなのか、対象者の焦点がはっきりしていない印象を受けた。

(委員)

業界での感想を聞いたところ、インターネットで裁判所のホームページを見ることができるようになり、知りたいことが直接すぐに分かって利便性が高まった、更にこれを充実して欲しいという声が多かった。

(委員)

高校の授業で、裁判所のパンフレットを使ったが、何が一番生徒の気を引いたかという、最後の方にあるQ & Aであった。いつでも裁判傍聴できることを紹介すると、是非行ってみたいという生徒がいたが、気になったのは、いつ誰が行っても傍聴できるが、安全性はどうなのか、保安の面で少し不安を感じた。学校関係に広報していただき、授業の一環として取り入れていただく方法、制度がないものかと思った。小学生は社会学習の時間があるが、高校生にはそうした授業が手薄なので是非高校生に見せる機会をつくっていただきたい。

(委員長)

学校関係の傍聴は、最近かなり増えている。東京地裁の例では、小学生には、自分たちで模擬裁判ができるようなシナリオを置いておき、自分たちで裁判官、検察官、弁護士の役割を決め、演じることを通して、物を盗んだらどうするか、最後どうなるのかを見てもらうことにしている。子供にとって刑事の法廷の方が分かりやすく、刑事の法廷を見て、こういうことをしたら犯罪者としてこう

なってしまうというのが分かると同時に、その人がどういう人柄で、なぜこうなったのかを聞く反面、自分がそうならないためにはどうしたらいいのかを考える機会にもなると思う。保安関係は非常にむずかしく、法廷は誰でもが見ることができるというのが公開であって、前橋では特別な事件以外にはやっていない。東京など金属ゲートを通過し、持ち物についてはX線を通してもらい、職員や弁護士バッヂを着けている人は身分証明書があれば通過しないで済むが、それ以外の人は皆その検査をしてもらうことで、皆が安心して使える裁判所をということでそうってはいる。ただこれに対して、あんなに厳重にする必要があるのかといった反論もある。どうやって調整して、どの程度まですればいいのか、皆さんもどの程度までなら許容できるのか、お聞きしたい。

(委員)

東京などではオウムの事件など特殊な理由もあって、そうした検査もやむを得ない面もあると思う。ただ基本的に、裁判所は開かれているということであれば、そうしたものはない方がよい。ただ具体的な事件で、刑事でも民事でも警備が必要であるときは裁判所で分かるはずなので、それなりにしていただき、基本的には警備が表に出ない方がありがたいと思う。

(委員長)

東京ではナイフ等を所持していて発見されたという例がかなりある。それは大きな事件でというのではなく、家事事件のような極内輪の事件においてである。裁判所は、この事件は暴力団同士の抗争事件だからチェックをしっかりしようということ是可以するが、ごく一般の事件に全てそこまでする必要があるのかといった問題もあるので、やらない方向できている。もし普通にできていて心配であるということであれば、何か考えなければいけない。そのことと開かれた裁判所、誰でも来ることができるということをどう調整していくかが問題である。

(委員)

私は保安をしっかりしていただいた方が伺いやすいと思う。生徒を連れてきたとして、池田小事件のようにどこで何が起こるか分からない時代であり、裁判所のイメージとしては、何か怖いといった印象が一般の人には強いと思う。ある程度自分を守ってくれる形が整っていることが安心につながり、むしろその方が「開かれている」という感想を持った。

(委員)

中学生、高校生にできるだけ傍聴の機会を与えたいという考えには大賛成である。裁判員制度でこれから直接参加することになるが、自分で直接体験しておくことが必要になってくると思う。裁判所の方から、県教育委員会に申し込むなり、カリキュラムの中に組み入れるように働き掛けたらどうか。

(委員)

今日、司法教育、法教育は注目されていて、研究する人も増えてきている。実際に裁判所を見学する、しないは別として、法とか裁判所とかに関する内容は結構採り上げられている。県教育委員会と連携したり、こちらで手引き書を作れば相当充実すると思う。

(委員)

年度当初に県教育委員会やその他の機関に対し、移動教室等を全国的に実施しているのに遠慮なく申し出をと語り掛けても、なかなか動きがない。昨秋中学生が総合学習で、2、3人のグループで2回程来庁したが、マスコミに採り上げてもらえたら、もっとPRできるのではないかと思う。

(委員)

ただ単に県教育委員会にお願いするだけではなく、関係する現場の先生方を集めて協議し、具体的にどうするか説明し、持ち帰ってもらう段取りをしないとだめだと思う。

(委員)

昨年の見学者のうち、学生は680人であったが、中学、高校生辺りでは担

当の先生の判断で傍聴に来ているというのがほとんどだろうか。

(委員)

個人としてなのか、学校として来ているのか分からない。

(委員)

一度実施してみて、良い企画なので毎年やることになったのではないかと推測できる。弁護士会や個々の事務所に総合学習ということでたくさん生徒が来ている。毎年この中学校はこの事務所といった形で、弁護士会で割り振ると毎年同じ中学からの依頼がある。

(委員)

見学した生徒から感想が届くが、良い感触である。最近新聞等に記事が載るので、関心を持っている人がたくさんいることと思う。この間もある団体の方に法廷傍聴していただいたら、後の座談会で結構皆興味を持っていることが分かり、検察庁でも司法制度改革について知りたい要望があれば、県内のどこにでも職員を伺わせますよということをお話した。

(委員)

群大で教えていたとき、法廷傍聴を必ず入れていたが、授業よりずっと人気があり、傍聴した後で手続を説明した方が分かりやすいようで、少し体験的なものの方が良いと思った。長い間生徒を引率して来たが、裁判所の雰囲気は随分変わってきていて、ここ数年は単に傍聴だけの申込みなのに、後で、よければ質問に答えますかと裁判官がおっしゃってくれるようになり、開かれた裁判所を目指しているということが分り、生徒も本物の裁判官を見たのも初めて、話したのも初めてですごく感激していた。だから、特別なことはしなくても、どんな内容の裁判か選ぶ必要はあるかもしれないが、誰でも1回は見ておく必要があると感じた。ただ教育のカリキュラムにどのように入れるのか、むずかしいと思う。個別に、そうしたことが必要だと考える教師がいた場合、自分の裁量の範囲で入れるのが現実的なのかなと思う。また社会人の団体は、どうい

う風にアクセスしたらよいか分からないということだけではないか。方法を知らせることで足りると思う。

(委員)

土、日は完全に閉庁になってしまい、実際に裁判は傍聴できないが、第1回委員会後の見学で、遠隔地との遣り取りをテレビ会議システムを使って行うことができる事を知り、実際の裁判でなくても裁判所にはこうした機能を持った装置があることを土、日でも見る事が可能かと思う。一般の方に対して記念行事を実施するにしても、平日では人が集まらないのではないか。毎週ではなくても、土、日に開放されたらもっと身近になるかと思う。可能なら。

(委員長)

記念行事では、調停事件を土曜日にやった例はあるが、生の事件を見ていただくのは今のところ平日に限られてしまう。

(委員)

憲法週間というのは分かるが、法の日というのがあったことを知らなかった。どういう由来があるのか。

(委員長)

何か大きな節目に当たった月が10月で、その月の初めを法の日として、弁護士会、検察庁の協力を得て、法の日週間ということで、裁判官の出張講義や弁護士会の法律相談などの行事を実施している。今はホームページが利用できるが、これまでは全くPRなどなく、市町村にパンフレットを送付したり、市町村のお知らせに載せてもらったり、ニュースバリューがあれば新聞やテレビに載せてもらったりしていた。

(委員)

地家裁の見学については数に限りがあるが、弁護士会の無料法律相談は市町村に対し、どのようにPRしているのか。

(委員)

広報誌に載せてもらえるところとむずかしいところがある。調停協会もやっているが、市町村広報に載ると非常にたくさんの方が来る。「法の日」のことだが価値があるかどうか非常に重要である。今の時期、司法制度改革の問題などに対して、可能な範囲で法曹三者がどのように対応していくかなど社会にアピールする必要があると思う。それぞれ立場が違うが、違う立場から意見を述べることができればニュースバリューも出てくる気がする。毎年法律相談などルーティンだけではむずかしくなっている。

(委員)

例えば「法の日」に、法に関する法曹三者の対談の記事を載せてもらうとか。過去の前橋の歴史的な著名事件を紹介するなど、単に相談に来てもらうだけでなく、法の問題を知ってもらう企画を組めるとよい。

(委員)

これだけ我が国に犯罪が多発していて、しかも少年による事件がかなり多い。そうした中、犯人が裁判を受ける姿を、子供たちには刺激が強すぎるかもしれないが、見せておく必要があるという気がする。教育の枠組みの中に、法を守り、悪を許さない、人の命を大切にす、そういうものを取り入れていただく必要があると思う。春、私の職場にも小学生が見学に来るが、その純真な姿を見ていて、この中から将来悪い事をする子が出て来て欲しくないという願い、学校教育の中で、法を守り、悪を憎む、正しさを貫くことを教えていく必要があると思った。具体的には裁判の傍聴を必ずするなどしていった方がよいと私は考える。

(委員)

最初から必修にとまでは言わないが、希望として採り入れるというのでよいと思う。

(委員)

大学で教職を目指している青年たちに見てもらうことも必要と思う。

(委員)

新任の教員の研修の中に採り入れてもらうのが良いのではないか。

(委員)

犯罪が低年齢化しているので、とにかく感受性の強い時期に教えていくことは必要と思う。

(委員)

この問題は、委員の方ほとんど全員の意見が一致しているようなので、次回までの宿題として是非計画していけたらと思う。

(委員長)

今年も憲法週間の行事をどのように実施しようか検討している。去年は刑事の法廷傍聴やテレビ会議システムを見てもらい、説明会などしたが、今年ももっと他にないかと。例えば裁判官室、書記官室、調査官室を見てもらうとか、質問コーナーを設けて、裁判官に直接話を聞けるというのはどうかとか考えている。ただ昨年と同じ広報ルートだけでは今年も昨年並の見学者数だと思うので、もっと人数を増やすにはどうしたらよいか大きな課題である。

(委員)

テレビ局には、朝7時からのニュースの中で、実際に主催者側から2、3人にスタジオに来ていただき、県民に呼び掛けていただく、無料のコーナーを設けているところがある。事後のニュースより、事前にこうした行事があると呼び掛けた方が効果がある。

(委員)

社会人のためには休日とか、夜間に行うというのはむずかしいか。ウィークデイのこの時間では仕事をしている方はなかなか見られないので検討いただけないか。

(委員長)

生の事件を見ていただくのはむずかしい。

(委員)

生でなくて模擬裁判でも十分ではないか。法廷を使わなくても。生というのはかえって当事者にいろいろ影響を与えて良くないのではないか。

(委員)

弁護士会では、「法の日」の記念行事として、模擬裁判や寸劇を行って来ている。シナリオがあるのでかえって問題点が分かりやすい。

(委員)

一般の傍聴については、刑事事件と比べて、民事事件は無味かもしれないが、これまでに1, 2回で、2, 3人の傍聴があった。法廷がどんなものか、代理人はどうか、裁判官はどうか、生の法廷を見て、肌で感じるのが良いと思った。模擬裁判も良いが、生の民事事件でも効果が無くはないと思う。後で感想を送っていただいた。

(委員)

裁判自体を理解してもらおうということを越えて、このテーマを一般の方にアピールしたいということであれば、記念行事のときは、思い切ったことをした方が良いと思う。普段は傍聴が主になるので。

(委員)

児童や生徒にアンケートで、意識調査を行うことも考えられる。法とか裁判についてどのような考えを持っているのか調査して、その結果に基づき、こういう点が足りないとか調べることは大切かと思う。

(委員)

裁判員制度について連日新聞等で採り上げられているが、選任手続等具体的に分かりにくいところがあるので、5月は無理でも、10月の「法の日」辺り、三者でシナリオを作成して、実施してみたらどうかと思った。

(委員長)

もう少し国会審議を待たないと分からないところもあるので、その上で是非

法曹三者が協力して何か出来るのではないかと思う。

(委員長)

ホームページを見たいという人には、こういう訴えを起こし、あるいは起こされてどうしたらよいかといった理由があったり、そのための書式があり、また現在どこかの簡裁では弁護士会からの要請もあって、法律相談の案内をこれに付けようという動きがあると聞いている。どういう目的でホームページにアクセスしてきたのか分かるとよいが、今はまだむずかしい。

(委員)

前回法廷を見学した際、関係者の子供が来ていたが、これから裁判員制度が始まり、保育関係の施設がどうなっているのか気になっているところだが、被害者、加害者、あと裁判員それぞれの立場の子供が裁判所に来ることになるが、そうしたとき託児所のような施設が必要となるが、それは一つでよいのか気になったが。

(委員長)

裁判員制度の中で託児所をどうするか、必要ではないかという意見もあり、検討していて今後の課題となっている様子だが、加害者、被害者の者についてまで託児所を設けてその費用を国が負担することはできるのかという問題がある。裁判員の場合は、国民の義務としてやるが、民事訴訟は基本的には私人間で解決するところを国が代わって解決する立場なので、その手数は本人らが負担するのが基本である。税金をどんどん使うということになると、争いを起こさない人は税金が使われてしまうことになるので無理だと思う。刑事事件の場合も、裁判を運営するについての最低限必要となることについてだけ税金を使うことはできても、被害者、加害者の託児所というのは使いやすさの問題だけでなく、別の説明が必要になるのではないか。やはり税金なので、この人が不便そうだからという理由だけで裁判所が勝手に使うことはできないと考える。国民の納得がいく使い方が必要である。

(委員)

特に裁判員の関係では、参加するための条件をつくる必要があり、子育て中の方が引き受けるためには、そうした手立ても必要かと思う。当人の利益というより、公益的な観点から配慮してみることも必要ではないか。

(委員)

裁判の中の一時保育であって、被害者、加害者を問わず、子供は事件に関係なく、子供の人権の観点からは一緒に利用してもよいのではないかと思う。

(委員長)

今回いろいろな意見をいただき、大いに今後の広報活動の参考にさせていただく。次回開催日時、テーマについて、日時は6月位に調整させていただきたい。今回は、今回のテーマについて足りないことがあれば伺うこととし、なければ次のテーマに進めたいが。

(委員)

今日のテーマは良い問題であり、全委員が関心を持っていて、出来れば次回の冒頭にでもどんなことが実現可能か、意見交換できたらよいと考える。

(委員長)

いかがか。今日もかなりアイデアが出たが、次回もっと具体的なものがあれば伺い、それが早めに終われば次のテーマ「受付相談窓口はどうか。」、使いやすさの問題で、情報をどう使って、どう利用するかの問題であり、関連していると思われるのでそちらにも進めていきたいと思う。

(委員)

具体的にどういう風に取り組むかというところまで詰めていくのか、単に話で終わってしまうのか、具体的に取組をするなら、どういう場面で、どうしていくのかを決めていく必要があると思う。

(委員長)

次回までに、例えば憲法週間でどういうことをしたのか報告させていただく

ことになると思うが、このような点は将来実行できるのではないかとか、これについてはまだ先の、目指すにしても、すぐには実行するのはむずかしいがこうしたことをやりたい、といったある程度こちらの考えを提出させていただき、それについて意見を伺うということにしたいがよろしいか。

(全員一了承)